

雇用就農事業

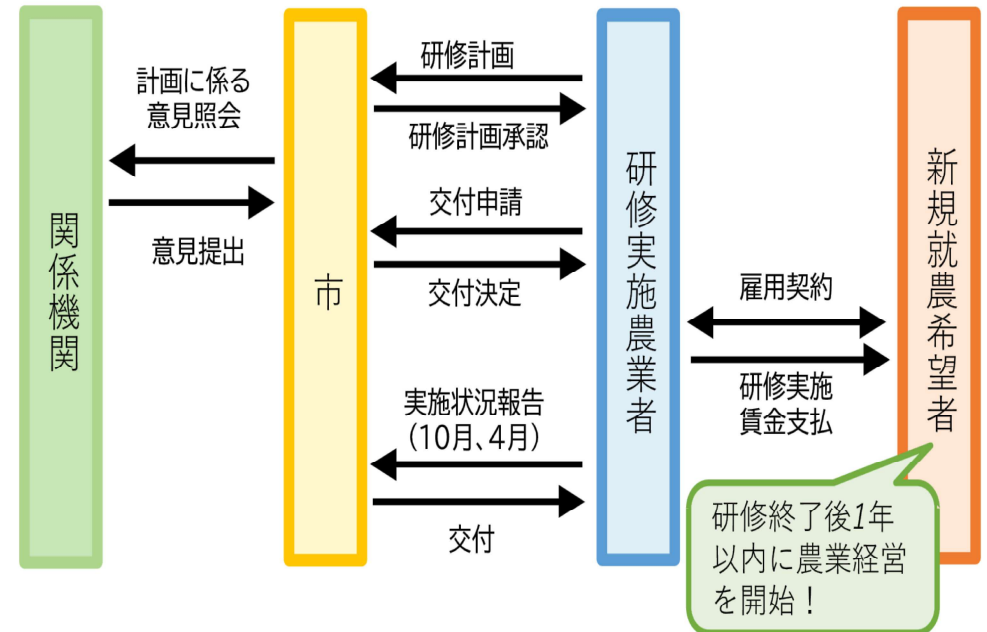
〈目的〉 地域農業の担い手となる新規就農者の確保・育成を推進するため、新規就農希望者を雇用し、営農に必要な技術や経営ノウハウを習得させるための研修を実施する農業者を支援します。

〈事業の内容〉

- 1 対象者 新規就農希望者を雇用して研修を実施する農業者
(1)ふくやまブランド農産物認定生産者団体等から推薦を受けた者
(2)広島県指導農業士又は市内の認定農業者 のいずれか
- 2 補助金額 支払った賃金の1/2に相当する額(1,000円未満切捨)
新規就農希望者1人につき上限月額10万円
- 3 交付期間 新規就農希望者ごとに最長2年間
- 4 雇用する新規就農希望者の要件(主なもの)
 - ・研修修了後、1年以内に独立して市内で新規就農する強い意欲がある。
 - ・独立・自営就農時(予定)の年齢が60歳未満である。
 - ・研修実施農業者の親族(3親等以内)でない。 など
- 5 研修計画 自立した営農に必要な技術・経営に係るノウハウ等を習得するための計画で、市長の認定を受けたもの
- 6 研修実施状況の確認・補助金の交付等
10月及び4月にその直前の6か月間の実施状況を確認し、補助金を交付します。

※研修に係る事故、トラブル等については、研修実施農業者で対応していただきます。

〈事業イメージ〉



注意!

・計画に沿った研修が行われていないと市が判断した場合
・新規就農希望者が、研修終了後1年以内に農業経営を開始しない場合など、天災その他やむを得ない事情による場合を除き、補助金の返還を求められます。

お問い合わせは

福山市役所 農業振興課 電話：084 - 928 - 1242 (農業支援担当)
メール：nougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp